

「女と男のいきいきフォーラム八王子実行委員会」設置要綱

(目 的)

第1条 八王子市が行う「女と男のいきいきフォーラム八王子」(以下「フォーラム」という。)の効率的な運営と事業の円滑化を図るため、「女と男のいきいきフォーラム八王子実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) フォーラムの企画、運営に関すること。
- (2) その他フォーラムに必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 実行委員会は、市民から公募した委員15人以内をもって組織する。

- 2 実行委員会に委員長1名を置く。
- 3 実行委員会に副委員長を置くことができる。
- 4 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

(任 期)

第4条 実行委員は毎年度公募により選出し、その任期は実行委員を依頼した年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 実行委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶 務)

第7条 実行委員会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は平成13年4月13日から施行する。

この要綱は平成15年8月18日から施行する。